

# 總務部門

2010年10月15日

## 総務部門 税制改正の重点要望

- ①郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設
- ②地上放送施設デジタル化促進税制
- ③「光の道」推進税制

### 【その他の税制改正に対する意見】

- 累進性を確保する観点から、所得税の給与所得控除や税率を見直す。
- 企業グループについて、グループ全体を1つの納税単位として法人税を課税する連結納税制度を廃止する。
- 法人が他の内国法人から配当等を受けた場合に、その一部又は全部を益金の額に算入しない措置（＝受取配当等の益金不算入）を廃止する。

以上

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（国税用）

（総務部門）

<p>制 度 名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設</li> </ul> <p>&lt;郵政改革後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設</li> </ul>		
<p>税 目</p>	<p>消費税</p>		
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。</p> <p>&lt;郵政改革後&gt;</p> <p>関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という。）が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。</p>		<p>▲33,000 百万円 （年ベース）</p> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> <p>&lt;郵政改革後&gt; ▲31,800 百万円 （年ベース）</p>
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、郵便局株式会社への継続的な業務委託が義務付けられている金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵政民営化により、日本郵政公社の機能は、新たに設立された株式会社等に引き継がれたが、移行期間中、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的に業務を委託することが、経営者の意図とは別に、それぞれの銀行業免許、生命保険業免許の付与の条件として法律上義務付けられている。</p> <p>他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になっている。</p> <p>このため、金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p>		

	<p>&lt;郵政改革後&gt;</p> <p>(1) 政策目的</p> <p>関連銀行等が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、日本郵政株式会社と銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結することとなる関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵政改革後の日本郵政株式会社は、「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務」（いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務）が課され、関連銀行等との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、金融ユニバーサルサービスを提供することを義務付けることとしている。</p> <p>金融二社については、郵政改革当初、関連銀行等となることを法定することとしており、それぞれ関連銀行等である間、統合後の日本郵政株式会社に対して、銀行窓口業務・保険窓口業務を委託することを義務付けることとしている。</p> <p>他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になる。</p> <p>このため、関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p>	
<p>今 回 の 要 望 に 関 連</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>合理性</p> <p>政策の達成目標</p>	<p>郵政行政</p> <p>郵政行政の推進、郵政事業の抜本の見直し（郵政改革）</p> <p>金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p> <p>郵政改革後については、関連銀行、関連保険会社（当初は、それぞれ郵便貯金銀行、郵便保険会社）が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本措置の関係者は、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社である。</p> <p>郵政改革後における本措置の関係者は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を統合する日本郵政株式会社、関連銀行、関連保険会社である。</p>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p> <p>郵政改革後については、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p>	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		
	予算上の措置等の要求内容及び金額		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		
	要望の措置の妥当性	<p>他の民間金融機関と異なり、民営化の移行期間中、金融二社は、経営者の意図とは別に、それぞれ銀行代理業者・生命保険募集人に、継続的に業務委託することが法律上義務付けられており、当該義務から発生する消費税を非課税とすることは妥当である。</p> <p>郵政改革後においては、関連銀行等に、銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵政株式会社に委託することを義務付けるものであり、当該義務から発生する消費税を非課税とすることは妥当である。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項         </p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成17年度税制改正から要望</p>	

平成 23 年度税制改正 重点要望事項 (地方税用)

(総務部門)

新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他	
制 度 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税の非課税措置の創設</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜郵政改革後＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税の非課税措置の創設</li> </ul>
税 目	地方消費税
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象 (支援措置を必要とする制度の概要) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社 (以下「金融二社」という。) が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料には、地方消費税が課される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜郵政改革後＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の内容 金融二社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜郵政改革後＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の内容 関連銀行等が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とする。</li> </ul>
減収 見込額 (制度自体の 減収額)	<p>(初年度) ▲8,300 (年ベース) (平年度) ▲8,300 (年ベース) (単位: 百万)</p> <p style="text-align: center;">＜郵政改革後＞</p> <p>(初年度) ▲8,000 (年ベース) (平年度) ▲8,000 (年ベース)</p>

(1) 政策目的

金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、郵便局株式会社への継続的な業務委託が義務付けられている金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

(2) 施策の必要性

郵政民営化により、日本郵政公社の機能は、新たに設立された株式会社等に引き継がれたが、移行期間中、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的に業務を委託することが、経営者の意図とは別に、それぞれの銀行業免許、生命保険業免許の付与の条件として法律上義務付けられている。

他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る地方消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する地方消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になっている。

このため、金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

<郵政改革後>

(1) 政策目的

関連銀行等が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、日本郵政株式会社と銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結することとなる関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

(2) 施策の必要性

郵政改革後の日本郵政株式会社は、「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務」（いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務）が課され、関連銀行等との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、金融ユニバーサルサービスを提供することを義務付けることとしている。

金融二社については、郵政改革当初、関連銀行等となることを法定することとしており、それぞれ関連銀行等である間、統合後の日本郵政株式会社に対して、銀行窓口業務・保険窓口業務を委託することを義務付けることとしている。

他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る地方消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する地方消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になる。

このため、関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

本要望に対応する縮減案			
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	郵政行政 郵政行政の推進、郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）
		政策の達成目標	金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。  郵政改革後については、関連銀行、関連保険会社（当初は、それぞれ郵便貯金銀行、郵便保険会社）が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社である。  郵政改革後における本措置の関係者は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を統合する日本郵政株式会社、関連銀行、関連保険会社である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。  郵政改革後については、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	<p>他の民間金融機関と異なり、民営化の移行期間中、金融二社は、経営者の意図とは別に、それぞれ銀行代理業者・生命保険募集人に、継続的に業務委託することが法律上義務付けられており、当該義務から発生する地方消費税を非課税とすることは妥当である。</p> <p>郵政改革後においては、関連銀行等に、銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵政株式会社に委託することを義務付けるものであり、当該義務から発生する地方消費税を非課税とすることは妥当である。</p>
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項		税負担軽減措置等の適用実績	
		税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
	これまでの要望経緯	平成 17 年度税制改正から要望	

## 平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

（総務部門）

新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他	
制度名	固定資産税、不動産取得税
税目	地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
要望の内容	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>(1) 対象者：地上テレビジョン放送事業者</p> <p>(2) 対象設備（固定資産税）：デジタル送受信装置、デジタル番組制作設備 （不動産取得税）：デジタル送受信装置（局外設備）に係る家屋</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. 固定資産税</p> <p>(1) 地上放送に係るデジタル送受信装置（中継局）を取得する場合、当該設備の取得に係る固定資産税の課税標準を軽減（取得後5年度分3/4、ただし、0.3W以下のデジタル送受信装置（中継局）にあっては1/2）する特例措置について、適用期限を延長（期限：平成25年3月31日）するとともに、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生すると特定された地区にデジタル送受信装置（中継局）を整備する場合に、平成23年度取得分に限り、当該設備に係る取得後5年分の固定資産税の課税標準を1/2に拡充する。</p> <p>(2) 地上放送に係るデジタル番組制作設備を取得する場合、当該設備の取得に係る固定資産税の課税標準を軽減（取得後5年度分3/4）する特例措置について、適用期限を延長（期限：平成25年3月31日）する。ただし、関東・近畿広域局のデジタル撮像装置及びデジタル記録装置は対象外とする。</p> <p>2. 不動産取得税</p> <p>地上放送に係るデジタル送受信装置（中継局）を建設した際に、当該設備の取得に係る不動産取得税の課税標準を軽減（3/4）する特例措置について、適用期限を延長（期限：平成25年3月31日）するとともに、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生すると特定された地区にデジタル送受信装置（中継局）を整備する場合に、平成23年度取得分に限り、当該設備に係る不動産取得税を非課税に拡充する。</p> <p>【関係税制】 地方税法附則第11条第14項、同15条第14項、同施行令附則第7条第17項、同11条第20項、 同施行規則附則第3条の2の14、同6条第34項</p>
減収見込額 （制度自体の減収額）	<p>【固定資産税】           （初年度）▲68（▲71）           （平年度）▲197（▲196）</p> <p>【不動産取得税】       ▲3.18（▲0.42）</p>

## (1) 政策目的

地上放送のデジタル化は、高画質化、高品質化、データ放送の提供など、国民に最も密着した基幹的・基礎的な情報通信メディアである地上放送サービスの高度化や、デジタル化された通信とのトータルデジタルネットワークの完成による新しい社会基盤としての領域の拡大が期待されるとともに、有限稀少な周波数資源の有効利用の促進等社会的意義の高いものである。

また、当該デジタル化は、国民が視聴する放送番組・情報が全国一律的なものから、地域独自の多様なものに変化していく上で、極めて大きな環境変化を及ぼすものであり、デジタル化の進展により、地域独自の番組の制作や発信を促進し、地域の情報化、地域振興に大きく寄与するものである。

特に、ローカル放送事業者は、地域独自の放送番組、地域固有の情報を制作し、当該地域及びその他の地域に対して発信することにより、地域社会の健全な発展に寄与していくことが求められている。

さらに、デジタル化の推進は、データ放送による行政情報等の地域情報や災害情報の提供を可能とし、地域住民の生活の利便、福祉の向上に資するとともに、字幕・解説放送など人にやさしいサービスの提供等、障害者・高齢者の利便の増進に資することが可能となる。

以上のような高い意義を有する地上放送のデジタル化を完遂するためには、本制度の拡充及び延長が不可欠である。

## (2) 施策の必要性

- (1) 平成 23 年 7 月 24 日のアナログ停波後、アナログでは放送を視聴できていたにもかかわらず、電波の特性の違い等から、自己の意思に反してデジタルでは視聴できなくなる地区が発生することが判明している（「新たな難視」及び「デジタル混信」）。
- (2) その救済策として、衛星を通じた放送（衛星セーフティネット）が平成 27 年 3 月 31 日まで暫定的に提供される予定だが、当該放送は関東の放送（NHK 東京及びキー局）を流すのみであり、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生する地区では、（放送デジタル化の主要なメリットのひとつである）災害情報や役場からのお知らせ等の“地域に密着した放送”を視聴・享受することができない。  
注：衛星セーフティネットではワンセグ放送（携帯端末等）が視聴できない。
- (3) こうした（自己の意思に反して）特定の地域（住民）が被る不利益、地域間格差を早期に是正し、放送デジタル化のメリットを地域（住民）に最大限還元するためには、「新たな難視」及び「デジタル混信」が発生すると特定された地区について、事業者による中継局等の整備をこれまで以上に促進し、可能な限り早期にその問題の解消を図ることが必要である。
- (4) 一方、平成 15 年の地上デジタル放送開始以来、地上テレビジョン放送事業者は、受信エリア拡大（中継局整備）を最大の目標として取り組んできたため、番組制作設備のデジタル対応（ハイビジョン化）が遅れがちであった。
- (5) 特に経営基盤の弱いローカル局でその傾向が顕著であり、ソフト面で放送デジタル化のメリットを地域（住民）に十分還元できていないのが現実である。
- (6) こうした平成 23 年 7 月 24 日の完全デジタル化以降もデジタル非対応の番組制作設備が使用されるという矛盾した状態を可能な限り早期に解消し、事業者が防災情報をはじめ地域（住民）のニーズにあったデジタル番組を制作・提供できるよう、引き続きその整備を促進することが必要である。
- (7) なお、番組制作設備中の「デジタル撮像装置」及び「デジタル記録・再生装置」に関して、在京キー局及び在阪準キー局については整備がほぼ終了し、対象とする実質的なメリットが小さく、またこのような事情から平成 21 年度税制改正要求で対象をローカル局に絞った経緯もあることから、（2 年後の平成 23 年度にキー局等を再び対象に含める特段の事情変更がないことから）引き続き対象外とする。
- (8) 上記の事情を踏まえ、本税制措置について、平成 25 年 3 月 31 日まで期限を延長することとしたい。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

本要望に対応する縮減案	地上テレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行については、電波法でアナログ終了期限（平成 23 年 7 月 24 日）が定められ、平成 20 年 5 月 23 日には、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」が策定されるなど、政府一体となった取組が進められている。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地上テレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行については、電波法でアナログ終了期限（平成 23 年 7 月 24 日）が定められ、平成 20 年 5 月 23 日には、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」が策定されるなど、政府一体となった取組が進められている。
		政策の達成目標	放送事業者による地上デジタルテレビジョン放送のための施設等の取得に伴う投資負担を軽減し、当該施設等の整備を促すことにより、地上テレビジョン放送のアナログからデジタルへの早期かつ円滑な完全移行を実現し、国民にデジタル化の有する様々なメリットを早期に還元するとともに、我が国の地域振興に資する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 23 年 7 月 24 日のアナログ放送停波後、地上アナログ放送は受信可能であるが、地上デジタル放送が受信困難となる「新たな難視」等を解消するための中継局等整備が行われることとなっており、「新たな難視」等の早期解消を実現するために、平成 25 年 3 月 31 日まで税負担軽減措置等の適用の延長を希望する。
		同上の期間中の達成目標	デジタル難視世帯（現在特定作業中）の解消 （平成 22 年 8 月 10 日現在、「新たな難視」地区として、9,745 地区、約 22 万世帯が特定（「地上デジタル放送難視地区対策計画（第 3 版）」））
	政策目標の達成状況	平成 22 年 3 月末時点で、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、およそ 97.5%となっている。 また、地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成 22 年 3 月時点で、約 4,190 万世帯（世帯普及率 83.8%）と推計されており、おおむね順調に推移している。 注：全世帯数を約 4,960 万世帯として計算	
	有効性	要望の措置の適用見込み	民間放送事業者全 127 社中 120 社以上において適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、地上デジタル放送を行う施設等の投資負担を軽減するものであり、これにより施設の整備等が促進されることになる。 なお、「新たな難視」地区は、その多くが条件不利地域である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
予算上の措置等の要求内容及び金額		○ デジタル中継局の整備に対する支援（平成 22 年度予算 43.4 億円の内数） (1) デジタル中継局整備支援 (2) 難視聴対策用デジタル中継局整備支援 (3) 後発民放のデジタル新局整備支援 ○ デジタル混信の解消（平成 22 年度予算 10.8 億円の内数） 補完的な放送局施設の整備支援	
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		上記の支援により整備されるデジタル中継局は、固定資産税の課税標準の軽減対象	

	要望の措置の妥当性	対象設備については、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に掲げる設備としており、政策目的に沿った制度設計としているところである。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	平成 17 年度 (固定資産税) 547.1 (113 社) (不動産取得税) 9.4 (14 社) 平成 18 年度 (固定資産税) 607.6 (126 社) (不動産取得税) 15.6 (47 社) 平成 19 年度 (固定資産税) 779.4 (121 社) (不動産取得税) 14.3 (91 社) 平成 20 年度 (固定資産税) 689.5 (122 社) (不動産取得税) 13.1 (59 社) 平成 21 年度 (固定資産税) 597.6 (121 社) (不動産取得税) 22.1 (55 社) (単位 百万円) 注：適用社数はすべて民間放送事業者。
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	○ 平成 20 年から平成 22 年にかけて、デジタル中継局 5,956 局(平成 22 年 3 月時点)の整備を着実に進めている。 ○ 地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成 22 年 3 月時点で、約 4,190 万世帯(世帯普及率 83.8%)と推計されており、おおむね順調に推移している。
	前回要望時の達成目標	○ 平成 22 年までに地上デジタルテレビ放送の普及世帯数が、4,800 万世帯となるよう設備の整備を推進する。 ○ アナログ時エリアの 100%カバー
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○ 地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成 22 年 3 月時点で、約 4,190 万世帯(世帯普及率 83.8%)と推計されており、おおむね順調に推移している。 なお、地上デジタル放送受信機の出荷台数は、平成 22 年 6 月末現在で、8,017 万台となっている。 ○ 平成 22 年 3 月末時点で、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、およそ 97.5%となっている。
これまでの要望経緯	平成 10 年度補正予算：「地上放送番組制作設備デジタル化促進税制」の創設 (平成 11 年度に「地上放送施設デジタル化促進税制」と統合) 平成 11 年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の創設 平成 13 年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の延長(2 年間) 平成 15 年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の延長(2 年間) 平成 17 年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長 (共同建設によりデジタル送受信装置を整備する場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準を三大広域圏局の親局を除き、2/3に拡充) 平成 19 年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長 (0.3W以下中継局設備を整備する場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準を 2/3に拡充) 平成 21 年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長	

	(0.3W以下中継局設備を整備する場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準を1/2に拡充し、在京キー局・在阪準キー局についてはデジタル撮像装置及びデジタル記録・再生装置における措置を廃止する)
--	---

平成 23 年度税制改正 重点要望事項 (国税用)

(総務部門)

新設・ 拡充 ・ 延長			
制 度 名	「光の道」推進税制 (公共アプリケーション利活用促進税制) の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業者等の民間企業・法人が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。</p> <p>① 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人</p> <p>② 対象設備 ・公共アプリケーションを導入するために公共施設等に整備される回線設備、サーバー及びソフトウェア</p> <p>③ 措置内容 取得価額の 30% の特別償却</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">3,343 百万円 ( — 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	3,343 百万円 ( — 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	3,343 百万円 ( — 百万円)		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 2015 年頃を目途に、すべての世帯 (100%) で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現を加速させ、ICT の徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。 このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 「光の道」構想の実現を加速させ、すべての国民が ICT を徹底的に利活用することにより、高い生産性を持つ社会を構築し、我が国の持続的な経済成長を実現することは喫緊の課題。 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月閣議決定)、「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)においても、2015 年頃を目途に「光の道」構想の実現が求められており、さらに、総務省が開催する「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「「光の道」構想の実現に向けてー基本的方向性ー」(2010 年 5 月)においても「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましい」とされているところ。 現状では、超高速ブロードバンドの利用可能率は約 90%、そのうち利用率は約 30%にとどまっており、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じる必要不可欠。 このため、当該税制優遇措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、公共機関など地域の拠点施設において、超高速ブロードバンドを活用したアプリケーションの普及を図り、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策13 情報通信技術利用環境の整備
		政策の達成目標	2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とすることにより、「光の道」構想の実現を図る。
		租税特別措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで(2年間)
		同上の期間中の達成目標	平成23年度からの5ヶ年度で利用率100%とするため、上記期間中に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。
	政策目標の達成状況	超高速ブロードバンド利用率は、平成21年度末で約33%となっている。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	2,856件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講じることにより、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することにより、それら積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要が創出され、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「光の道」整備推進事業(要求額：3,000百万円) 地方公共団体等が実施する行政・教育・医療等の公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンドインフラ整備に関し、事業費の一部を支援する。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「光の道」構想の実現に関しては、平成23年度予算要求において、上記事業(「光の道」整備推進事業)を実施することにより、超高速ブロードバンドの利用可能率の向上を図る。 あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。
要望の措置の妥当性	ブロードバンドインフラ整備については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところ。 しかしながら、超高速ブロードバンドの利用率は約30%にとどまり、利用率向上に資する新たな優遇措置が求められているところ。 このため、超高速ブロードバンドの利活用の向上に資する新たな税制優遇措置を講じることにより、超高速ブロードバンドの利用率を向上させることは、「光の道」構想を実現する上で極めて効果的かつ適正である。		

これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置等の適用実績	
	租税特別措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		

## 平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

（ 部門）

新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他	
制 度 名	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
税 目	固定資産税
要 望 の 内 容	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業者等の民間企業・法人が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、課税標準の特例措置を適用する。</p> <p>④ 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人</p> <p>⑤ 対象設備  ・ 公共アプリケーションを導入するために公共施設等に整備される回線設備、サーバー及びソフトウェア</p> <p>⑥ 措置内容  上記の対象設備について、取得後 5 年度分の固定資産税に関して、課税標準を 2 / 3 に圧縮。</p>
減収 見込額 (制度自体の 減収額)	(初年度) 1 4 1 (平年度) 3 4 5 (単位：百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。 このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。		
	(2) 施策の必要性 「光の道」構想の実現を加速させ、すべての国民がICTを徹底的に利活用することにより、高い生産性を持つ社会を構築し、我が国の持続的な経済成長を実現することは喫緊の課題。 「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）においても、2015年頃を目途に「光の道」構想の実現が求められており、さらに、総務省が開催する「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「「光の道」構想の実現に向けて－基本的方向性－」（2010年5月）においても「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましい」とされているところ。 現状では、超高速ブロードバンドの利用可能率は約90%、そのうち利用率は約30%にとどまっており、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じる必要がある。		
このため、当該税制優遇措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、公共機関など地域の拠点施設において、超高速ブロードバンドを活用したアプリケーションの普及を図り、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる。			
本要望に対応する縮減案	ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置）の廃止		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策13 情報通信技術利用環境の整備
		政策の達成目標	2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とすることにより、「光の道」構想の実現を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	平成23年度からの5ヶ年度で利用率100%とするため、上記期間中に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。
		政策目標の達成状況	超高速ブロードバンド利用率は、平成21年度末で約33%となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み	2, 856件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講じることにより、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することにより、それら積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要が創出され、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：対象設備に係る特別償却の適用（法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「光の道」整備推進事業（要求額：3,000百万円） 地方公共団体等が実施する行政・教育・医療等の公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンドインフラ整備に関し、事業費の一部を支援する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「光の道」構想の実現に関しては、平成23年度予算要求において、上記事業（「光の道」整備推進事業）を実施することにより、超高速ブロードバンドの利用可能率の向上を図る。 あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。
	要望の措置の妥当性	ブロードバンドインフラ整備については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところ。 しかしながら、超高速ブロードバンドの利用率は約30%にとどまり、利用率向上に資する新たな優遇措置が求められているところ。 このため、超高速ブロードバンドの利活用の向上に資する新たな税制優遇措置を講じることにより、超高速ブロードバンドの利用率を向上させることは、「光の道」構想を実現する上で極めて効果的かつ適正である。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		

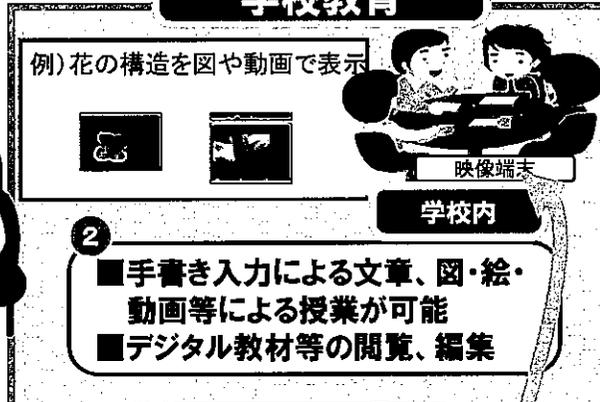
# 公共アプリケーションによる利活用の例

- ① 河川付近の増水予測等を、河川付近で作業している職員や住民が作業場や自宅で把握することにより、迅速な災害対策が可能
- ② デジタル教材により図や動画で視覚的に生徒に授業内容を伝え、学習効果が向上
- ③ 遠隔での診断を映像やテレビ電話で実施し、患者に診療結果をわかりやすく伝えることが可能

## 行政サービス



## 学校教育



## 遠隔医療



## 超高速ブロードバンド

- ①
- 河川の増水状況等を動画や図等で配信



自治体

専用サーバー等

- デジタル教材を他の学校と共有
- 授業を他の学校等へ配信し、同時に授業を受講
- 自宅での調べ学習

例) 他の学校の授業をオンラインで受講



学校・家庭

- ③
- 映像やテレビ電話で遠隔専門医との診療(健康診断、服薬指導等)
  - 診療結果、カルテ、薬の映像を共有



都市部の病院

※現行制度(「教科書の発行に関する臨時措置法」)は紙の教科書を前提。

※現行の医師法及び薬事法は、対面診療が原則(遠隔医療技術による診療として認められているのは、7つの疾病等のみ。)

## 減収見込額について

(1) 今回の税制要望の対象である公共アプリケーションの導入については、特に、医療、教育分野における需要が高く、需要動向調査によると、

- ① ICTを活用した教育については、調査対象者の 33.3%(注1)
- ② 遠隔医療については、調査対象者の 32.7%(注2)

が関心を示している。

(注1)教育の情報化推進に関するアンケート調査において、「普通教室に電子黒板などの教材提示装置を整備すべき」「教科教育用ソフトウェアやデジタル教材の購入費用を増額させるべき」との項目に「強くそう思う」と答えた教員の割合の平均。(出典「教育用コンピュータ等に関するアンケート調査」((社)日本教育工学振興会調べ))

(注2)遠隔医療に関するアンケート調査において、診療所のうち、テレビ電話を利用して在宅患者からの診療相談を実施したいと思う割合。(出典「遠隔医療に関するアンケート調査」(NTTデータ経営研究所調べ))

(2) これらの調査結果が直ちに公共アプリケーションの導入につながるものではないが、今後の公共アプリケーションの導入見込みを推算するにあたり、上記の割合を用いて施設数を算出すると、最大で、

① 教育分野については、全国の小中高校 37,930 校のうち 12,630 校

② 医療分野については、全国の病院 8,708 施設のうち 2,847 施設

となり、2015 年までの5年間にわたり平均的に導入されるとして、年間あたり、3,095 施設(小学校 1,465、中学校 720、高校 340、病院 570)と試算される。

また、これらの施設等に公共アプリケーションが導入されると、生徒や患者のいる世帯の超高速ブロードバンドサービスへの加入促進が見込まれる。当該施設の利用者全員が直ちに加入するわけではないが、潜在的利用者数について、生徒数、患者数をもとに試算をすると、最大で、小中高校 92 万 6 千人、病院 10 万 1 千人の合計 102 万 7 千人となる。(注 3)

(注 3)算出にあたって、学校については、1校あたりの生徒数(小学校 318 人、中学校 329 人、高校 658 人)を、病院については、平均外来患者数(1日あたり 178 人)を用いた。

(3)これら利用者のうち、超高速ブロードバンドを既に利用している割合を 33.3% (2010 年 3 月時点での利用率)として、残りの 66.7%(68 万 5 千人)が、超高速ブロードバンドサービスに加入したとすると、その経済効果は、通信サービスへの支出に限定しても年間 152.9 億円となる。(注 4)

(注 4)対象者が現在 ADSL 等の(超高速でない)ブロードバンドサービスを利用していると仮定し、超高速ブロードバンド(光サービス)に加入した際の支払い利用料の差から算出。光サービスの月額利用料 5,200 円と、ADSL サービスの月額利用料、3,340 円(共に NTT のサービス料金)から、差額は 1,860 円となり、これらから、年間の支払い増加額は、 $1,860 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 68 \text{ 万} 5 \text{ 千人} = 152.9 \text{ 億円}$ 。

(4)上記の考え方に基づいて減収見込額を計算した場合、

- ① 国税については、15.1 億円
- ② 地方税については、初年度 0.64 億円、平年度 1.56 億円

となる(注 5)。

(注 5)私立病院については全てを税制の適用対象とし、学校及び公立病院については、類似事業(総合行政ネットワークを活用した自治体用サービス提供事業)における民間事業者の参入状況がおよそ3分の1であることを参考にし、33%が民間事業者の設備を利用して公共アプリを導入するものとして算出。

# 法務部門

# 平成23年度税制改正要望の概要(租税特別措置法第84条の5の延長)

## オンライン申請における登録免許税の減税措置の延長

### 趣旨

オンライン利用を促進するため、平成19年度に創設した「電子政府推進税制」の2年間の延長を要望  
 (内閣官房IT担当室との共同要望)【現行措置の期限 平成23年3月31日まで】  
 ※国に対する申請・申告等の手続の大きな割合を占めている登記及び国税分野について税制上の措置がされている

### 目的

登記申請の際に納付する登録免許税について、オンラインを利用することによる税制上の優遇措置を講じることにより、オンライン申請の利用促進を図り、もって国民の利便性の向上等に資する  
 ※目標値(オンライン利用拡大行動計画) 平成25年度 不動産登記申請 50.75% 商業・法人登記申請 47.64%

### 対象

- 所有権の保存・移転の登記, 抵当権の設定の登記  
 (建物の保存: 表題登記がオンライン申請によるものに限定)
- 株式会社その他の政令で定める法人の設立登記

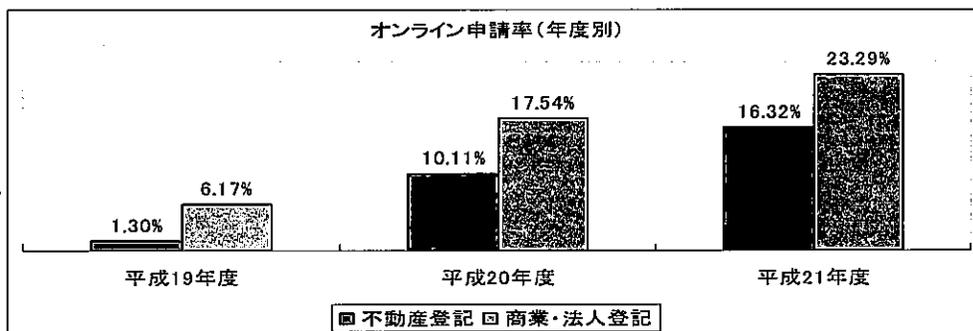


登録免許税所定の額の100分の10に相当する額  
 (最大5,000円)を控除

### 税制以外の方策

- 新オンライン申請システムの導入(利用者の要望を反映) → 平成23年2月から運用開始【利便性の大幅な改善】
- 制度の見直し(資格者代理人の要望を反映 継続的検討) → 登記完了証の様式等の見直し  
 添付書類(登記事項証明書)の省略の検討
- 登記手数料の改定(オンラインインセンティブあり) → 平成23年度からの見直しを検討中

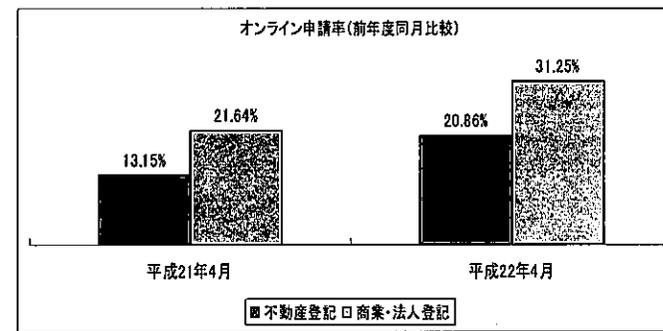
### 実績



オンライン申請件数 (単位: 件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
不動産登記	155,003	1,164,111	1,782,887
商業・法人登記	107,953	314,993	377,033

※減税措置は、平成20年1月から講じられた



オンライン申請件数 (単位: 件)

	平成21年4月	平成22年4月
不動産登記	132,848	201,511
商業・法人登記	34,800	47,658

### 参考

#### 【関係団体の動向】

日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会においても、本措置について延長要望をする方向で検討中

## 平成 23 年度税制改正 重点要望事項 (国稅用)

( 法務 部門)

新設 ・ 拡充 ・ 延長			
制 度 名	電子申請利用促進のための不動産登記及び商業登記の登録免許税に係る控除措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	不動産登記及び商業登記について、オンラインによる登記申請の利用促進を図るため、当該登記の際に納付すべき登録免許税のうち一定の額を控除する措置（租税特別措置法第 8 4 条の 5）を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (▲2,000 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>オンライン利用の促進については、これまで「IT新改革戦略」（平成 18 年 1 月 9 日 IT 戦略本部決定）及び「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定）に基づき、政府が一体となり取り組んできたところであるが、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）においては、原則すべての行政手続をオンライン化すると従来の考え方を改め、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を 2010 年度中にとりまとめる」こととされており、具体的には、申請件数が少ない手続についてオンライン申請を停止する一方で、国民に身近で申請件数が多い手続について重点的に利用促進を図る方向で検討されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、国民にとって身近で利用件数の多い登記手続におけるオンライン利用を一層加速させることにより、行政手続のオンライン化による国民の利便性の向上や行政の効率化を図ろうとするものである。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 20 年 1 月からの税制上の優遇措置（平成 21 年度税制措置により 1 年 3 月間延長）により、不動産登記及び商業登記のオンライン申請は、着実に増加しており、特に、平成 22 年 1 月からは、不動産の表示に関する登記のオンライン利用率が飛躍的に上昇しているものの、平成 22 年 6 月における不動産登記のオンライン利用率は 22.32%、商業登記のオンライン利用率は 30.31%にとどまっている。</p> <p>このような状況にある中で、平成 23 年 2 月からは、操作性の大幅な向上を図った新たなオンライン申請システム（登記・供託オンライン申請システム）の運用を開始することとしており、同システムの導入に合わせて利用時間の延長を図るなど、これまで以上に利用者の利便性の向上に資する方策を講ずることとしている。</p> <p>以上のとおり、不動産登記及び商業登記のオンライン利用の更なる促進を図るためには、制度面を含め、利用者のニーズに応じた方策を講じる必要があるが、当面は、平成 23 年 2 月から運用が開始される新たなオンライン申請システム（登記・供託オンライン申請システム）の定着を図る必要があり、これが実現されることにより、オンライン利用の促進を期待することができるため、引き続き、税制上の優遇措置の延長を要望する。</p>		

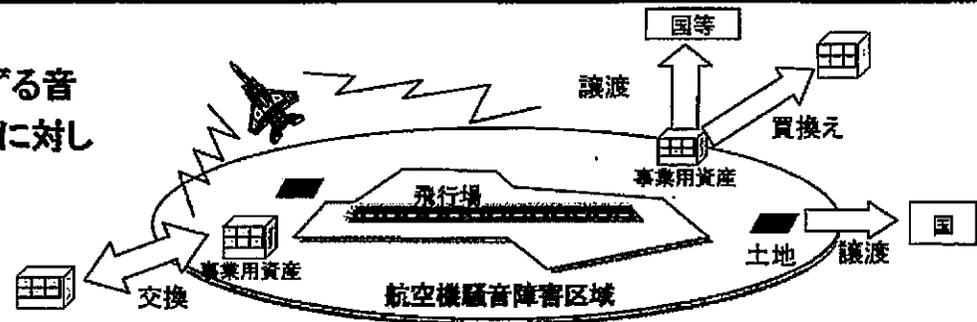
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	なし
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オンライン利用拡大行動計画」において決定された「平成25年度末の登記のオンライン利用率の目標値71%」の達成</li> <li>「新たな情報通信技術戦略」において「2010年度中にとりまとめる」こととされているオンライン利用に関する計画において示される登記のオンライン利用に係る目標の達成（具体的な数値目標については内閣官房において検討中）</li> </ul>
		租税特別措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オンライン利用拡大行動計画」において決定された「平成24年度末の登記のオンライン利用率の目標値63%」の達成</li> <li>「新たな情報通信技術戦略」において「2010年度中にとりまとめる」こととされているオンライン利用に関する計画において示される登記のオンライン利用に係る目標の達成（具体的な数値目標については内閣官房において検討中）</li> </ul>
		政策目標の達成状況	<p>オンライン利用率（登記関係5手続）</p> <p>平成20年度 目標値 37% 実績値 47.19%</p> <p>平成21年度 目標値 42% 実績値 54.84%</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○不動産登記</p> <p>平成23年度 1,969,455件 平成24年度 2,124,547件</p> <p>○商業登記</p> <p>平成23年度 47,040件 平成24年度 47,470件</p> <p>「オンライン利用拡大行動計画」における目標値による</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	不動産の取得等に際して必要となる登記の場面に着目して、国民が負担すべき税額を控除するものであり、有効性がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	登録免許税の控除措置を2年間延長することにより、不動産登記及び商業登記のオンライン利用が更に促進され、オンライン化による利用者の利便性の向上や行政事務の効率化を期待することができる。 また、個別に補助金申請をする仕組みとするよりも、登記の場面で負担すべき税額を軽減することの方が国民・行政双方の立場から見て効率的であり、相当性がある。
これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置等の適用実績	○平成19年度（平成20年1月から3月まで） 租税特別措置法第84条の5 第1号（不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記） 91,523件 第2号（株式会社その他政令で定める法人の設立の登記） 5,059件 ○平成20年度 租税特別措置法第84条の5 第1号（不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記） 748,523件 第2号（株式会社その他政令で定める法人の設立の登記） 31,897件 ○平成21年度 租税特別措置法第84条の5 第1号（不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記） 998,756件 第2号（株式会社その他政令で定める法人の設立の登記） 36,153件
	租税特別措置等の適用による効果（手段としての有効性）	不動産の取得等に際して必要となる登記の場面に着目して、国民が負担すべき税額を控除するものであり、有効性がある。
	前回要望時の達成目標	・ 「IT新改革戦略」において決定された「平成22年度までにオンライン利用率50%以上」の目標達成 ・ 「オンライン利用拡大行動計画」において決定された「平成25年度末の登記のオンライン利用率の目標値71%」の目標達成
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成25年度の目標達成に向けて取組中 【参考】 平成22年6月のオンライン利用率 不動産登記 22.32% 商業登記 30.31%
これまでの要望経緯	平成19年度税制改正要望において要望し、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間、登録免許税の控除措置（租税特別措置法第84条の5）が採られていた。 また、当該措置は、平成21年度税制改正要望において延長要望をし、平成23年3月31日まで当該措置は延長されている。	

# 防衛部門

防衛省は、自衛隊等の航空機の離着陸等により生ずる音響の障害が特に著しい区域から移転を希望される方々に対して、移転の補償等を行っている。

根拠法令：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律  
第5条第1項、第2項



■航空機騒音の障害が特に著しい区域から個人又は法人が移転をする際に、事業用資産を国等に譲渡して同区域外で買い換え、又は同区域外の資産と交換したり、同区域内の土地を国に譲渡した場合は、所得税又は法人税が課税される

### 特例措置の概要

課税の特例措置により、移転に伴う建物等の所有者の経済的負担をできるだけ軽減することにより、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図ってきたところ

#### 期限の定めのある措置

■事業用の資産を買い換え又は交換する場合（租税特別措置法第37条、第65条の7ほか）

譲渡資産に係る収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税されるなど

…適用期限：法人税は平成23年3月31日、所得税は平成23年12月31日

#### 必要性等の検証（平22' 税制改正大綱・租税特別措置の見直しに関する基本方針）

- 周辺住民は移転に伴う経済的負担を軽減するため、本特例措置を活用しており、事業開始(昭49')から、平成21年度までに約5600戸が移転
- 現在、約13500戸が航空機騒音障害区域に所在し、今後も着実に実施する必要あり

平成23年度税制改正において  
特例措置の3年延長を要望

平成 23 年度税制改正 重点要望事項 (国税用)

(防衛部門)

		新設 ・ 拡充 ・ 延長			
制度名		特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例			
税目		所得税、法人税			
要望の内容		<p>航空機騒音障害区域（防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項に規定する第二種区域（注）をいう。以下同じ。）内に所在する個人又は法人の事業用資産を、国等に譲渡し同区域以外の地域に買い換える場合、同区域以外の地域にある資産と交換する場合に適用される譲渡所得の課税の特例の措置を延長。                      （注）航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域                      （関係条文）                      租税特別措置法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">- 一百万円 ( - 一百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 一百万円 ( - 一百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 一百万円 ( - 一百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>(1) 政策目的                      自衛隊等が使用する飛行場等周辺の航空機騒音障害区域から騒音のない地域への移転を希望する住民に対して、建物等の移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性                      防衛省が基地周辺において実施する環境整備法に基づく各種の施策は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点から是正する措置であり、中でも移転の補償等は、騒音被害の抜本的な解決策として関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している。</p> <p>また、航空機騒音障害区域内の対象建物約 19,100 戸に対して平成 21 年度までに約 5,600 戸が移転しており、これまで着実に移転の進捗が図られてきているものの、現時点において未だ約 13,500 戸の対象建物が騒音区域内に所在している状況にあるため、引き続き、本特例措置を適用して移転に伴う建物等の所有者の経済的負担を軽減することにより、移転の促進を図る必要がある。</p>			
今回の要望に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>移転の補償等は環境整備法第5条に基づく措置であり、防衛省における政策評価に関する基本計画（防衛省令第3219号。18.3.30）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標：防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るために施策を推進する。</p> <p>施策（広義）：防衛施設の安定的運用の確保                      施策（狭義）：基地周辺対策</p>			
	政策の達成目標	<p>航空機騒音障害区域内の対象建物約 19,100 戸について移転の促進を図る</p>			

	租税特別措置等の適用又は延長期間	3年間延長
	同上の期間中の達成目標	航空機騒音障害区域に所在する建物等の所有者からの要望が見込まれる約540戸の移転
	政策目標の達成状況	対象建物約19,100戸に対し、平成21年度までに約5,600戸の移転を実施
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用事業者数(見込み件数) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度 107件(個人:92件、法人:15件)</li> <li>平成24年度 87件(個人:77件、法人:10件)</li> <li>平成25年度 87件(個人:77件、法人:10件)</li> </ul> </li> <li>※算出根拠等は別紙のとおり</li> <li>適用事業者の範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人</li> </ul> </li> </ul>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、移転に伴う経済的負担を軽減するために活用されており、事業開始(昭49')から平成21年度までに約5,600戸が移転するなど、その促進に大きな効果をもたらしている。</p> <p>平成19年度から平成21年度までの移転戸数806戸の所有者のうち約400人から意見を聴取したところ、その75%が「本特例措置は航空機騒音障害区域内からの移転を決める要因の一つになった」と回答し、そのうち3人に1人は「本特例措置が無ければ移転が困難であった」と回答していることから、本特例措置が延長されなかった場合、航空機騒音障害区域内からの移転の促進が図られず、政策目的の実現が困難となるおそれがある。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(予算上の措置等の要求内容)</p> <p>建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(平成22年度予算額)</p> <p>一般会計 102億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	航空機騒音障害区域内に所在する個人又は法人の事業用資産を国等に譲渡し同区域以外の地域に買い換える際、資産の譲渡による収入金額(上記予算をもって行う移転補償等の金額)の全額に課税された場合、補償金による移転促進効果が減殺されることから、買換資産の取得を容易にするために本特例措置により譲渡所得に係る所得税又は法人税の一時的な負担を軽減するもの。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、移転に伴う建物所有者等の経済的負担を軽減するものであり、航空機騒音障害区域内からの移転の促進を図るという政策目標を達成する手段としての確であり、他の補助金等による支援措置や義務付け等で、騒音区域からの移転の促進を図るための有効な手段はなく、一方、建物等の所有者においては航空機の著しい騒音のために移転を余儀なくされるものであって、課税の公平原則に違背するものではない。</p> <p>したがって、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが、その適用実態等からみても妥当である。</p> <p>また、自衛隊や米軍が使用する飛行場は、航空機の配備機種の変更や新規又は追加配備などの態様変更に伴い騒音状況が大幅に変化(注)するという性質を有しており、防衛施設の安定的</p>

		<p>な運用の確保を図る観点からも、騒音が継続する限り、周辺住民からの移転要望に応じていく必要がある。</p> <p>以上のことから、本制度を存置することは、政策目的を実現する上で、極めて重要である。</p> <p>(注) 移転対象戸数は、昭. 53 年の初回指定以降、態様変更に伴う騒音区域の追加指定により約 7,700 戸が増加。</p>
これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置等の適用実績	<p>・ 過去 3 年間の適用実績</p> <p>(平成 19 年度) 適用事業者 43 件 (うち法人 8 件) 減収額 164 百万円、損金算入額 828 百万円</p> <p>(平成 20 年度) 適用事業者 97 件 (うち法人 5 件)、 減収額 281 百万円、損金算入額 1,586 百万円</p> <p>(平成 21 年度) 適用事業者 145 件 (うち法人 13 件)、 減収額 841 百万円、損金算入額 3,509 百万円</p> <p>※算出根拠等は別紙のとおり</p> <p>・ 適用事業者は、航空機騒音障害区域内に事業用の資産を有する個人及び法人であり、特定の事業者には偏っていない。</p>
	租税特別措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>前述したとおり、平成 19 年度から平成 21 年度までの移転戸数 806 戸の所有者のうち約 400 人から意見を聴取したところ、その 75% が「本特例措置は航空機騒音障害区域内からの移転を決める要因の一つになった」と回答し、そのうち 3 人に 1 人は「本特例措置が無ければ移転が困難であった」と回答している。</p> <p>このように、建物等の所有者は、移転に伴い生じる経済的な負担を軽減するために本特例措置を活用しており、建物等の移転の促進に有効性があることを確認している。</p>
	前回要望時の達成目標	航空機騒音障害区域内に所在する建物等の移転の促進
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	対象建物約 19,100 戸に対し、平成 17 年度までに約 4,600 戸の移転を実施しており、前回要望時の平成 18 年度から平成 21 年度までの間に約 960 戸の移転を実施した。
これまでの要望経緯	<p>昭和 49 年度 創設</p> <p>昭和 50 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p> <p>昭和 55 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p> <p>昭和 60 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p> <p>平成 2 年度 適用期限について改正 (1 年延長)</p> <p>平成 3 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p> <p>平成 8 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p> <p>平成 13 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p> <p>平成 18 年度 適用期限について改正 (5 年延長)</p>	

## (特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の課税の特例)

## ◆有効性の欄の「要望の措置の適用見込み」における適用事業者数の算出根拠等

- ・ 平成23年度の適用事業者数は、当該年度における事業用資産に係る移転要望事案の実数である。
- ・ 平成24年度及び平成25年度の適用事業者数は、過去5か年の適用実績から推計（平成19年度から平成23年度までの適用実績（見込み）の平均値）した。

## ◆これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項の欄の「租税特別措置の適用実績」における過去3か年の適用実績の算出根拠等

- ・ 適用事業者数は、平成19年度から平成21年度までに移転の補償等を実施した事案のうち、事業用資産を有する個人及び法人の件数（実数）である。
- ・ 減収額は、譲渡資産と同等の資産を買い換えた場合を想定し、個々の事案ごとに譲渡所得（譲渡価格から取得費を控除した額）又は譲渡益（譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格を控除した額）の80%に相当する金額に税率を乗じて得た額を集計した推計値である。

※取得費及び譲渡直前の帳簿価格は、移転者の協力が得られず実態把握ができなかったため、減収額の算出上、譲渡価格の5%とした

## (個人の場合)

$$(\text{譲渡価格} - (\text{譲渡価格} \times 0.05)) \times 0.8 \times 0.15$$

※所得税率は、長期譲渡所得（所有期間が5年超え）の場合の15%を採用した

## (法人の場合)

$$(\text{譲渡価格} - (\text{譲渡価格} \times 0.05)) \times 0.8 \times 0.30$$

※法人税率は、普通法人の30%を採用した

- ・ 必要経費（損金）算入額は、個々の事案毎に譲渡益の80%（圧縮限度額）を損金経理したものと推計・集計した推計値である。

# 外務部門

2010年10月20日

## 外務部門 税制改正要望について

### 【重点要望】

- 国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設（国際開発連帯税）

厳しい財政状況下において国際協力のための予算の大幅増額が見込まれない中、わが国の国際的地位の保持と国際社会における「人間の安全保障」実現のため、新たな追加的資金が必要。

短期的には航空券への課税（フランスや韓国など30数カ国が導入済み）、長期的には金融取引税の導入を検討する。